

令和6年度 第1回 山形市成年後見推進協議会

日時 令和6年7月24日（水） 15：00～

会場 市総合福祉センター 2階 交流ホール

次 第

1 開 会

2 山形市挨拶

3 自己紹介

4 会長の互選、職務代行者の指名

5 会長挨拶

6 報 告

（1）令和5年度における山形市の利用促進の取組状況について

資料1

（2）各団体・機関の活動状況について

資料2

（3）令和6年度における山形市の利用促進の取組について

資料3

7 協 議

（1）「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の作成について

資料4

（2）その他

8 閉 会

山形市成年後見推進協議会 委員名簿

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(敬称略、順不同)

番号	氏 名	役 職	備考
1	豊田 正利	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	
2	石垣 肇之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	新
3	石沢 光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	柴田 邦昭 (代理:土屋 剛)	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長 (ばあとなあ山形 運営委員会委員)	
5	中村 雄二郎	山形県行政書士会	
6	後藤 和樹	山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長	新
7	山本 元	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事	
8	會田 雄	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部長 (向陽園地域生活支援センター心音)	
9	奥山 祐美	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (山形西部地域包括支援センター)	新
10	阿部 遼華	山形市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 (相談支援事業所まんさく)	新
11	栗田 俊彦	やまがた市民後見サポートセンター 副理事長	新
12	板垣 洋子 (代理:大瀧 淳史)	山形県健康福祉部高齢者支援課長 (同課 主査)	

オブザーバー

1	有我 信敬	山形家庭裁判所 訟廷管理官	新
---	-------	---------------	---

山形市福祉推進部

1	松 浦 雄 大 福祉推進部長
2	阿 部 伸 也 福祉推進部長寿支援課長
3	清 野 開 福祉推進部障がい福祉課長
4	佐 藤 恵 美 子 長寿支援課課長補佐
5	齋 藤 俊 邦 障がい福祉課課長補佐
6	進 藤 義 悦 長寿支援課課長補佐(兼)ようご支援係長
7	澤 井 厚 志 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	近 江 十 賢 長寿支援課ようご支援係 主任社会福祉士
9	佐 藤 明 日 香 長寿支援課ようご支援係 社会福祉士
10	奥 山 紗 央 里 障がい福祉課障がい福祉第二係主任精神保健福祉士
11	齊 藤 夏 希 障がい福祉課障がい福祉第二係 主任

山形市社会福祉協議会(山形市成年後見センター)

1	高 瀬 謙 治 常務理事
2	佐 藤 貴 司 事務局長
3	漆 山 弘 幸 事務局次長(兼)相談支援課長
4	鈴 木 裕 美 成年後見センター長
5	児 玉 和 行 相談支援課 権利ようご係長
6	神 谷 晃 司 相談支援課 権利ようご係 主査
7	木 内 優 子 相談支援課 権利ようご係 主任
8	常 川 光 相談支援課 権利ようご係 主事

令和5年度における山形市の利用促進の取組状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1) 山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和5年8月1日に開催。

中核機関及び各団体の活動状況の報告。市利用促進基本計画改訂版の協議。

第2回…令和6年2月15日に開催。

中核機関及び各団体の活動状況の報告。令和6年度取組の協議。

(2) 関係団体との連携

- ・令和5年11月17日「市民児連障がい福祉研究部」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和5年11月24日「市民児連会長連絡会」にて制度周知啓発を行いました。
- ・令和6年1月24日「介護事業所連絡会研修会」にて制度説明を行いました。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1) 成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応の際に活用しています。

(2) 成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。

令和5年度は、10月に450部を発行し、金融機関や包括、障がい者支援センター、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

また、令和6年2月に450部を発行し、金融機関や包括、障がい者支援センター、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

(3) 社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4) 出前講座の実施(研修会講師依頼含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1	4	0	1	26
令和4年度	1	2	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	14
令和3年度	0	0	1	2	1	2	2	0	1	0	3	2	14

実績: 民児協定例会(第3、滝山、高瀬等)、包括圏域ケアマネ研修(なでしこ、ふれあい)、

老人クラブ研修、蔵王地区シニア向け研修、市民向け等

●内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5) 成年後見制度市民セミナーの開催

令和5年9月5日に「老後のおひとり様生活 ～安心・充実した老後を一緒に考える～」と題し、成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

20名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも6名が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

- ・令和5年7月19日「地域包括支援センター権利擁護部会」にて制度説明等を行いました。
- ・令和5年9月12日「山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会」にて、制度に関する研修会を実施しました。

●令和3年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1) 相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相談 内 訳	高齢者	初回	20	23	21	12	30	16	12	14	24	20	14	13	219
		継続	8	6	8	1	10	3	6	2	11	9	13	4	81
	障がい者	初回	3	6	4	3	6	2	6	4	7	5	1	3	50
		継続	0	1	3	1	3	0	1	3	4	1	0	1	18
	その他	初回	2	1	2	0	3	2	3	2	2	3	3	5	28
		継続	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	2	0	8
	令和5年度 計		33	37	38	17	53	25	29	25	49	39	33	26	404
	高齢者	初回	25	13	37	11	36	31	23	32	20	30	17	29	304
		継続	21	11	20	9	20	19	6	20	9	7	11	13	166
	障がい者	初回	4	5	7	5	6	3	1	6	5	4	3	8	57
		継続	2	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2	9
	その他	初回	2	2	7	5	4	2	1	5	1	2	0	2	33
		継続	1	2	3	2	0	0	0	2	0	0	0	1	11
令和4年度延べ件数		55	34	76	32	66	55	31	66	35	44	31	55	580	
令和3年度延べ件数		49	45	40	40	60	43	38	52	62	43	41	46	559	

※初回・・・初めてセンターに入った相談 ※継続・・・2回目以降の相談

(2) 相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
問 合 件 数	電 話	高齢	20	20	22	10	23	4	13	10	21	19	19	9	190
		障がい	2	6	6	3	7	2	3	7	9	5	0	2	52
		その他	2	1	2	0	4	4	4	2	3	4	5	3	34
	来 所	高齢	5	5	7	1	13	11	0	3	9	6	6	8	74
		障がい	1	1	1	1	2	0	4	0	1	0	0	2	13
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	訪 問	高齢	3	4	0	2	2	4	5	3	5	4	2	0	34
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度 計		33	37	38	17	51	25	29	25	49	39	33	26	402

※8月のメール相談2件を含んでいない。

(3) 相談者別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
問 合 ・ 相 談 者	本 人	高齢	4	4	0	3	1	4	3	2	9	5	1	2	38
		障がい	0	0	0	0	3	0	1	2	3	1	0	1	11
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	令和5年度合計		4	4	0	3	4	4	5	4	12	6	1	3	50
	令和4年度合計		9	1	8	2	13	4	9	14	0	2	1	10	73
	令和3年度合計		3	9	1	3	9	8	6	5	5	5	3	7	64
	親 族	高齢	4	8	11	2	18	6	8	4	7	13	9	6	96
		障がい	1	2	1	4	3	1	5	1	1	3	0	1	23
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	令和5年度合計		5	10	12	6	21	7	13	5	9	16	9	7	120
	令和4年度合計		12	6	12	7	16	15	7	15	7	16	14	11	138
	令和3年度合計		7	13	13	11	13	5	9	12	13	6	8	5	115
	山形市役所	高齢	0	1	2	1	2	0	0	0	2	2	5	2	17
		障がい	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
		その他	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	4
	令和5年度合計		0	3	2	1	4	1	1	1	2	3	5	2	25
	令和4年度合計		4	1	9	6	5	0	1	2	4	4	2	1	39
	令和3年度合計		4	1	2	6	2	5	2	4	2	3	2	3	36
	地域包括 支援センター	高齢	0	0	1	2	2	1	1	0	6	0	2	0	15
		障がい	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度合計		0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	2	0	18
	令和4年度合計		5	0	4	1	6	8	2	4	4	3	0	4	41
	令和3年度合計		3	2	0	3	5	2	3	2	3	2	5	0	30
	居宅・ 福祉関係者	高齢	13	12	9	2	12	7	4	4	11	4	5	3	86
		障がい	2	0	2	0	1	1	1	2	3	1	0	2	15
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度合計		15	12	11	2	13	8	5	6	14	5	5	5	101
	令和4年度合計		12	12	25	6	15	16	5	16	5	9	11	13	145
	令和3年度合計		15	3	14	2	12	7	3	10	20	9	10	18	123
	民生委員	高齢	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	令和5年度合計		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	令和4年度合計		0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	6
	令和3年度合計		1	1	1	4	1	3	1	1	0	1	1	0	15
	社協・ 金融機関	高齢	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
		その他	2	1	2	0	0	0	0	1	1	0	2	3	12
	令和5年度合計		4	1	3	0	0	0	0	3	3	0	2	3	19
	令和4年度合計		6	6	5	4	3	1	0	5	6	3	0	6	45
	令和3年度合計		3	2	2	6	8	6	9	7	3	8	4	4	62
	その他	高齢	5	3	5	3	5	1	2	4	0	5	5	3	41
		障がい	0	3	1	0	1	0	0	1	2	1	1	0	10
		その他	0	0	0	0	2	3	2	1	1	3	3	2	17
	令和5年度合計		5	6	6	3	8	4	4	6	3	9	9	5	68
	令和4年度合計		7	8	11	5	8	10	5	10	9	2	3	9	87
	令和3年度合計		13	12	7	5	10	7	5	11	16	9	8	9	112

(4) 相談内容内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 談 内 容	成年後見制 度について	高齢	14	16	18	7	22	12	10	10	15	17	13	10	164
		障がい	2	4	5	1	3	1	3	4	4	4	0	2	33
		その他	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	5
	令和5年度合計		18	20	23	8	26	13	14	14	19	22	13	12	202
	令和4年度合計		18	13	25	13	34	17	16	32	15	21	17	27	248
	令和3年度合計		23	26	17	14	28	25	20	22	38	18	18	14	263
	申立・手続・ 説明・支援	高齢	8	7	9	3	14	6	5	2	6	7	5	5	77
		障がい	0	4	3	3	3	0	4	1	4	4	0	0	26
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	令和5年度合計		8	11	12	6	17	6	10	3	10	11	5	5	104
	令和4年度合計		7	6	12	2	13	13	6	18	4	9	11	11	112
	令和3年度合計		12	12	15	12	23	15	13	24	23	16	11	11	187
	金銭・財産 について	高齢	9	10	12	5	16	9	8	3	19	10	15	8	124
		障がい	3	0	2	1	8	1	2	0	4	3	1	4	29
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度合計		12	10	14	6	24	10	10	3	23	13	16	12	153
	令和4年度合計		30	8	26	24	31	21	6	20	19	19	20	39	263
	令和3年度合計		17	7	19	12	21	12	8	17	17	10	15	23	178
	将来に対す る不安	高齢	10	10	13	1	11	9	9	6	26	8	13	7	123
		障がい	2	1	2	1	7	1	4	1	5	2	1	4	31
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度合計		12	11	15	2	18	10	13	7	31	10	14	11	154
	令和4年度合計		22	8	29	16	28	17	12	24	12	18	15	34	235
	令和3年度合計		13	13	9	11	17	9	10	11	10	8	12	17	140
	後見人業務 について	高齢	6	5	7	0	14	3	0	2	7	9	3	5	61
		障がい	0	1	1	2	2	0	2	2	2	1	0	1	14
		その他	0	0	1	0	1	3	1	0	0	1	2	2	11
	令和5年度合計		6	6	9	2	17	6	3	4	9	11	5	8	86
	令和4年度合計		11	11	18	7	10	2	9	11	10	11	3	13	116
	令和3年度合計		13	12	2	6	7	4	6	4	11	11	12	5	93
	後見センター について	高齢	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	0	0	6
		障がい	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	4
		その他	2	1	1	0	1	1	3	0	0	3	2	2	16
	令和5年度合計		3	3	3	2	4	7	6	2	6	8	4	28	76
	令和4年度合計		2	5	8	8	8	5	4	4	3	4	3	29	83
	令和3年度合計		2	4	0	3	0	1	3	0	2	1	1	2	19
	その他	高齢	3	1	5	3	0	2	2	1	2	1	3	2	25
		障がい	0	1	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0	7
		その他	0	0	0	0	2	0	0	2	2	1	1	2	10
	令和5年度合計		3	2	5	3	3	2	3	5	6	2	4	4	42
	令和4年度合計		11	1	0	2	7	2	2	5	1	2	1	6	40
	令和3年度合計		8	7	3	11	13	10	12	7	9	6	2	2	90

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1) ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2) ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ばあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	39
障がい者	5
合計	44

類型別	件数
後見	29
保佐	14
補助	1
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	3
ばあとなあ	16
市社協	21
市民後見人	1
保留	2
合計	45

※課題解決後リレー 4件

※リーガルと市社協による複数後見 1件

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
ケース方針調整会議	2	3	2	3	2	0	3	5	0	2	5	3	30
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
調整保留	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3

市長申立状況
28件(長寿支援課)
0件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	29
障がい者	1
合計	30

類型別	件数
後見	25
保佐	5
補助	0
未定	0
合計	30

受任調整先	件数
県弁護士会	1
リーガル	2
ばあとなあ	9
市社協	13
市民後見人	3
保留	3
合計	31

※リーガル・社協複数後見1件

R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
ケース方針調整会議	2	4	3	3	0	6	6	5	0	6	5	4	44
リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
調整保留	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5

市長申立状況
34件(長寿支援課)
3件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	40
障がい者	4
合計	44

類型別	件数
後見	37
保佐	7
補助	0
未定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	5
リーガル	9
ばあとなあ	6
市社協	23
市民後見人	3
保留	0
合計	46

※複数後見案件2件

●市民後見人の養成

(1) 令和5年度市民後見人養成基礎講習

講習期間: 令和 5年 9月28日 ～ 令和 6年 1月25日 座学 6日間 実習 2日間

令和5年度: 3名受講、3名修了。 令和4年度一部課程未受講者3名も補講を受講し修了。

(2) 市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77(8)	46	3
R4	86(9)	48	7
R5		49	7

※1 ()内は当該年度の修了者数。

※2 前年度までの修了者について、当該年度の5月に家裁に登録した人数。

基礎講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。

※3 受任者は年度内の最大値

(3) 養成講習修了者への支援

①フォローアップ講習 : 令和5年10月6日開催

内容: 第二期成年後見利用促進計画・山形市における権利擁護の取組み 参加者26人

②市民後見人交流会の開催 : 令和6年2月27日(火)11:30～12:30

市民後見人間の交流・情報交換の機会を設定し、課題やニーズを把握します。

●令和5年度における市長申立事務状況

事務の流れ: 相談～アセスメント～各種調査(戸籍調査・親族意思確認等)～受任者調整会議～申立て
市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね3～4ヶ月となっております。

申立までに時間を要する要因としては「親族関係の確定(戸籍調査)」「親族への説明・調整」があります。
各種調査が継続中でも受任者調整会議を行う等、柔軟な対応による円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成

令和5年度		令和4年度		令和3年度	
高齢者	46	高齢者	47	高齢者	44
障がい者	7	障がい者	6	障がい者	5
計	53	計	53	計	49

5. 後見人支援について

(1) 後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	2	0	3	1	3	5	2	4	4	3	2	29
令和4年度	2	4	3	2	0	2	3	3	2	2	1	1	25
令和3年度	3	5	1	0	3	3	2	1	4	1	2	4	29

(2) 後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3) 利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

報告 各団体・機関の活動状況

団体名	山形県弁護士会
活動状況	1 年1回研修会を開催 2 裁判所との協議会実施 3 後見メーリングリストでの情報共有 4 高齢者・障がい者に関する委員会での情報共有 5 受任者調整会議への出席
団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	1 専門職団体として、山形市、天童市、置賜地域、鶴岡市の成年後見センターに委員として派遣している。 2 「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」に参加し、専門職団体、山形県と相互の情報交換を行っている。 3 山形県司法書士会との共催で毎月第3木曜日の午後6時から8時に無料電話相談会を実施している。 4 会員に対して、受任事件の報告を受けフォローする取組を行っている。
団体名	山形県行政書士会
活動状況	1 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山形県支部主催で、一般市民向けの成年後見相談会を令和6年6月に開催した。 2 山形県行政書士会会員に対し成年後見の実務についての研修会を令和6年7月に研修会を開催した。
団体名	医療機関（山形さくら町病院）
活動状況	患者からの希望がある場合に診断書を作成している。また通院中、入院中の患者に対し必要時には制度の説明や利用促進を行っている。
団体名	山形市民生委員児童委員連合会
活動状況	山形市民生委員児童委員連合会は各委員の資質向上を目指して6部門の研修部会を設置。希望する委員が各々の部会に所属し、研修会や勉強会を通して自らの専門的知識の向上に努めている。その他、高齢者部門では福祉制度について研修会を予定するなど、自己啓発に向けた取組みをしている。

団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	<u>1 ばあとなあ山形の運営・名簿登録者の管理</u> (1) 名簿登録者の管理：活動報告書のチェック事業（2月） (2) ばあとなあ山形運営委員会の開催（年6回） 令和6年4月22日、6月17日、8月19日、10月21日、 12月16日、令和7年3月3日。18時30分からオンラインで開催。 (3) 成年後見人等受任会員への支援体制の強化 事例検討会、学習会、情報交換会などを年2回実施。 (4) 基本実務研修の実施 令和6年6月29日（土）13時～17時 オンラインで開催。 (5) 業務監査委員会の開催（年2回実施 9月、3月） <u>2 市町村の中核機関・制度利用促進施策に対する協力</u> (1) 中核機関の設置検討・準備、受任調整会議等への運営委員又は会員派遣 (2) 市町村計画策定等への運営委員又は会員派遣 <u>3 住民・支援関係機関向け相談会及び講座の開催・協力</u> (1) 中核機関等で実施される住民講座への講師の運営委員又は会員の派遣 (2) こまくさ連絡会や関係機関と連携した相談会・研修会の実施 <u>4 日本社会福祉士会主催等の研修・会議への参加</u> (1) 都道府県「ばあとなあ」担当会議（東京開催） (2) 厚生労働省等が実施する制度利用促進にかかる各種研修・会議 <u>5 成年後見に関する電話相談・来所相談・訪問相談への対応</u> (1) 成年後見制度・権利擁護に関する随時相談対応 (2) 社会福祉士会事務局での相談受付 (3) その他、必要時に会員を調整し、訪問相談等に対応 <u>6 法人後見業務の実施</u> 業務執行者を「ばあとなあ山形」会員に依頼し、ばあとなあ山形運営規程、同法人後見運営規程、同法人後見事務取扱細則に則り業務の実施 <u>7 山形県委託事業。成年後見制度利用促進事業の実施（新規）</u> (1) 市町村長申立てに関する研修会、意思決定支援に関する研修会の実施 (2) 権利擁護アドバイザー、体制整備アドバイザーの派遣

団体名	山形市障がい者自立支援協議会
活動状況	障がい者の地域生活を関係機関が協働して支援していくため、6つの専門部会に分かれて協議等を行っている。成年後見制度に関しては、各個別ケースの中で必要に応じて情報提供、共有を行っている。昨年度は成年後見センターより講師を招いて勉強会を行った。今後も協議会の中でニーズ等あれば勉強会を行う。
団体名	山形市地域包括支援センター権利擁護部会
活動状況	<u>1 成年後見制度に関する相談の現状</u> 各センターによって違いはあるが、令和5年度の相談件数は0～8件。内容は、金融機関の手続き困難、子供のいない夫婦から今後に備えて内容を知りたい等。 申立てに繋がった件数は0～5件。後見センターやようご支援係と連携しながら申立てに至った事例があり、後見人が決定した後の後見支援チーム会議にも出席している。新規相談で成年後見制度が主訴であることはほとんどないが、関わってみると必要性があり、相談対応の中で申立てに至るケースが多い。居宅CMより制度利用手続きを進めているケースについて相談を受けた包括もある。 また、任意後見について教えてほしいという相談も出てきている。 <u>2 成年後見制度の周知啓発活動の方法</u> 対面での周知啓発の機会が増えており、民協定例会での紹介や住民向けの研修会、認知症カフェ等で講話を行っている。ACPや認知症をテーマとした研修会で成年後見制度の紹介を行う、後見センターに来ていただき講話をしていただいた事例もある。対面以外での周知活動については、センター便り等に掲載している包括が多い。個別訪問時に情報提供できるようチラシを携帯する、将来の備えとしてもしもシートを活用しながら考えるきっかけを作っている包括もある。 <u>3 成年後見制度に関して課題に感じていること</u> 制度利用に関してはハードルの高さや制度自体の難しさ、マイナスイメージ（後見人がつくと思われがち）等を感じている包括もあり、住民の理解を深めると同時に包括職員としても引き続き学習を深めていくことが必要だと感じる。住民に制度を理解してもらうための効果的な周知啓発の難しさも感じている。 第三者後見の場合の説明に関して、誰かにお願いするのに費用が発生することに抵抗を示す方が一定数おり、中には支払わなければならない報酬額と後見人の職務、役割を比較され、申立てにつながらなかった方がいたという事例もある。 また、申立てに関して主治医と意見が合わず上手く連携が図れなかった事例や、後見の審判が下りるまでに時間を要する場合が多く、よりスピード感のある対応と関係機関との連携が必要であると感じる。 銀行から後見制度を勧められたという話が聞かれるようになったが、金銭管理を支援する親族がいれば必ずしも必要無いのではと感じる。金融機関での捉え方の違いがあるのか不明だが、情報共有の機会があってもよいのではないかと思う。

団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	1 成年後見制度に関する普及・啓蒙活動では、法改正等の研修会を2回開催し12名が参加したほか、成年後見制度の活用等の講習会を開催し49名の参加者があった。 2 成年後見制度利用に伴う相談・支援活動事業では、一般市民2名からの問い合わせ相談に対応した。 3 山形市成年後見推進協議会と山形県福祉サービス利用援助事業関係機関連絡会議に出席した。
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	1 山形県成年後見制度利用促進会議 三士会、県社会福祉協議会、当事者団体、市町村、家庭裁判所と県及び市町村の成年後見制度利用促進施策に関する協議を実施している。 2 市町村長申立てに関する研修会、意思決定支援に関する研修会 県社会福祉士会に委託し、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を開催している。 3 市民後見人の養成に関する研修会 地域包括支援センター等協議会に委託し、市民後見人、法人後見の支援員、日常自立支援事業の生活支援員等を養成する研修会を開催している。 4 法人後見実施団体の養成に関する研修会 県社会福祉協議会に委託し、市町村社会福祉協議会などによる法人後見の推進に係る研修会を開催している。
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	1 制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明（講師派遣等）、各種統計資料等の数値を提供。 2 地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換。 3 県主催自治体担当者向け研修会、自治体主催協議会等へのオブザーバー参加。 4 受任者調整会議へのオブザーバー参加、マッチングや後見人支援等における中核機関等と家庭裁判所との連携イメージについての説明や意見交換。 5 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力。

令和6年度 山形市の成年後見制度利用促進の取組

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

・第1回…令和6年7月24日開催。 ・第2回…令和7年2月開催予定。

(2)成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員・児童委員、福祉協力員】

- ・地域包括支援センター、民生委員児童委員会長連絡会、居宅介護支援事業所等研修会：
昨年度、制度周知等を行ったが、引き続き機会を捉えて制度利用の啓発及び事例検討を行う。
- ・福祉協力員研修会：市社会福祉協議会と連携し、制度周知の機会をつくる。

(3)制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・令和6年7月9日に「市民児連高齢福祉研究部会」において制度説明を行った。
- ・「山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）住民懇談会」において、後見センターチラシ及びパンフレットを配布し、周知を行った。

2. 周知・広報

(1)成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】

・センターだより第1回：500部発行。内容：任意後見制度について

配布先：公民館・コミュニティセンター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等。

・センターだより第2回を令和6年10月に発行予定。

(2)市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNSを活用した周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

現在掲載している「市公式ホームページ」の内容を改善する。

市広報課と効果的なSNS活用方法を検討する。

(3)民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】

「取組1-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携して周知方法を検討する。

(4)関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

上記機関に、パンフレット及びセンターだよりを配布する。

(5)地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

民生委員や介護サービス事業所等に、出前講座について周知を行う。

(6)成年後見制度「市民セミナー」を開催する。

【実施主体：成年後見センター】

- ・令和6年9月30日開催。
- ・制度説明の集合型講義のほか、講義終了後に個別相談会を開催する。

(7)任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- パンフレットやセンターだよりに、各種類型の記載を行う。
- 今年度第1回センターだよりに「任意後見制度について」掲載した。

3. 相談対応

(1)「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。

相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載した。
- ・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。
- ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

(2)相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所 等】

- ・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施する。
- ・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」を共有する。

4. 成年後見制度利用促進

(1)市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、法人後見事業生活支援員としての活動を推進する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

- ・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。
- ・生活支援員活動に加え、市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

(2)市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

「出前講座」「市民セミナー」において市民後見人及び候補者が制度説明や事例報告を行うことにより、地域における制度の周知啓発、併せて市民後見人制度の周知に資する。

(3)専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】

(4)成年後見制度市長申立てを実施する。

【実施主体：山形市】

(5)後見人等報酬助成を実施する（本人・親族申立てを含む）。

【実施主体：山形市】

5. 後見人支援の推進

(1)本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。

後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

・市長申し立て案件について、課題が生じた際には適時後見支援チーム会議を開催する。

(2)専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】

・各専門職団体にリーフレットを配布し、継続して制度の周知・広報を図っていく。

(3)親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人への利用支援リーフレットの配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」について

「山形市成年後見センター」において成年後見制度の相談対応を行っているが、相談件数が年間500件を超えており、また、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等の地域相談支援機関においても制度の相談対応が増加している。各種手続き等に課題を抱える方について、成年後見制度の利用が適切か否かを初期段階でアセスメントするために、別紙のとおり「山形市後見制度活用検討チェックリスト（以下「検討チェックリスト」）」を作成する。この「検討チェックリスト」を作成・共有し、地域相談支援機関において初期段階のアセスメントを行うことにより、成年後見制度利用の必要性が高い案件のみを成年後見センターにおいて対応出来るようになるものと考えている。将来的には、地域相談支援機関の相談スキルの向上とともに、「初期相談＝地域相談支援機関」「各機関からのより専門的な相談＝後見センター」という、明確な後見制度相談支援体制が一層強化されることが期待される。

上記については、令和6年2月開催の市成年後見推進協議会において提案を行ったところだが、今後の本格導入に向けた流れについて次の通り提案する。

1. 名称の変更

2月の協議会では「ガイドライン」として提示していたが、今後は「フローチャート」等の相談対応ツールを併せて作成することとし、ツール全体を「ガイドライン」と総称し、当該ツール単独では「チェックリスト」と表記する。

2. 各団体への意見聴取

当協議会所属団体に意見聴取を行う。

「活用検討チェックリスト」に加え、相談支援機関への説明に向けて、別紙のとおり「（相談支援機関用）説明文書」「チェックリストの使用について」を対象とする。会議終了後に依頼を行い、令和6年9月30日（月）までの意見提出とする。

3. 地域相談支援機関における試行

意見聴取と並行して、実際に使用する地域相談支援機関に現状の「活用検討チェックリスト」を配布し、アセスメントに試行使用してもらう。

実際に使用した上で、改善点等の意見を聴取する。

試行を依頼する機関

- ・地域包括支援センター

令和5年度の「権利擁護」相談実績が多かったセンター。

- ・障がい者相談支援事業所

市委託事業所として包括的相談支援事業を実施している事業所。

4. 今後の予定

(1) 最終案の作成：令和6年11月～

団体への意見聴取及び地域相談支援機関への試行結果を受け、事務局にて最終案を作成する。

(2) 最終案の協議：令和7年2月

令和6年度第2回成年後見推進協議会において、最終案を協議する。

(3) 地域相談支援機関への配布及び共有：令和7年4月～

協議後のチェックリストを全ての地域相談支援機関（地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所）に配布・説明を行い、共有する。

(4) チェックリストの改善及び拡大：随時

活用実績を分析し、内容の改善を行うとともに、介護事業所及び病院等の関係機関への拡大についても検討する。

(案)山形市成年後見制度活用検討チェックリスト

令和 年 月 日

利用者名： 記入者職氏名：

◎成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件		
・○だけにチェックがある場合は「福祉サービス利用援助事業」でも対応が可能です。 ・□に1つでもチェックがある場合は「成年後見制度」の活用を検討する必要があります。		
◆ 1 判断能力		
①	何らかの認知症、知的障がい、精神障がい等を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している＝判断能力が不十分。【補助相当】	○
②	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる＝判断能力が著しく不十分。【保佐相当】	○
③	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ支援を必要とする＝判断能力が全く無い。【後見相当】	□
◆ 2 財産管理		
①	日常的な金銭管理に支援が必要。	○
②	通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	○
③	年金・手当等の受取り手続きが必要。	○
④	生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤	税金の申告が必要。	□
⑥	アパート賃貸借等、各種契約の手続きが必要。	□
⑦	高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧	不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨	借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩	借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪	遺産相続の手続きが必要。	□
⑫	裁判所の手続きが必要。	□
◆ 3 身上保護		
①	福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	○
②	福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

令和6年 山形市成年後見センター

「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」について

山形市では、各種手続き等に課題を抱える方について、成年後見制度の利用が適切か否かを初期段階でアセスメントするために、別紙のとおり「山形市後見制度活用検討チェックリスト（以下「検討チェックリスト」）」を作成しました。

現在、「山形市成年後見センター」において成年後見制度の相談対応を行っておりますが、相談件数が年間500件を超えております。また、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等の地域相談支援機関におかれましても制度の相談対応が増加している状況です。

この「検討チェックリスト」を活用し、地域相談支援機関において初期段階のアセスメントを行うことにより、成年後見制度利用促進及び成年後見センターとの円滑な連携が出来るようになるものと考えております。

併せて、地域相談支援機関の相談スキルの向上が図られることで、より専門的な相談に成年後見センターが対応するという役割分担や適切な連携が促進され、後見制度に係る相談支援体制が一層強化されることを目指します。

「検討チェックリスト」について

- ・各項目の確認により「福祉サービス利用援助事業の活用で対応が可能か」「成年後見制度の利用が必要か」「将来的な制度利用の必要性」等の判断がしやすくなります。
- ・あくまでも簡易的、補助的なものです。より正確に判断するためには、ケースの状況に応じて、より詳細な状況や項目以外の情報を聴き取ることも必要です。
- ・権利擁護に関する制度利用の必要性を検討すること及び成年後見センターと地域相談支援機関の円滑な情報共有につなげるものであり、高齢者や障がい者全員に関する全ての相談でこの確認を必要とするものでもありません。
- ・地域相談支援機関にのみ配布し活用いただくことを想定しています。

今後、アンケート等を通して活用状況を把握し、必要に応じて内容の改善を図ってまいります。相談対応時にご活用下さるようお願いいたします。

○山形市役所福祉推進部 TEL 023-641-1212

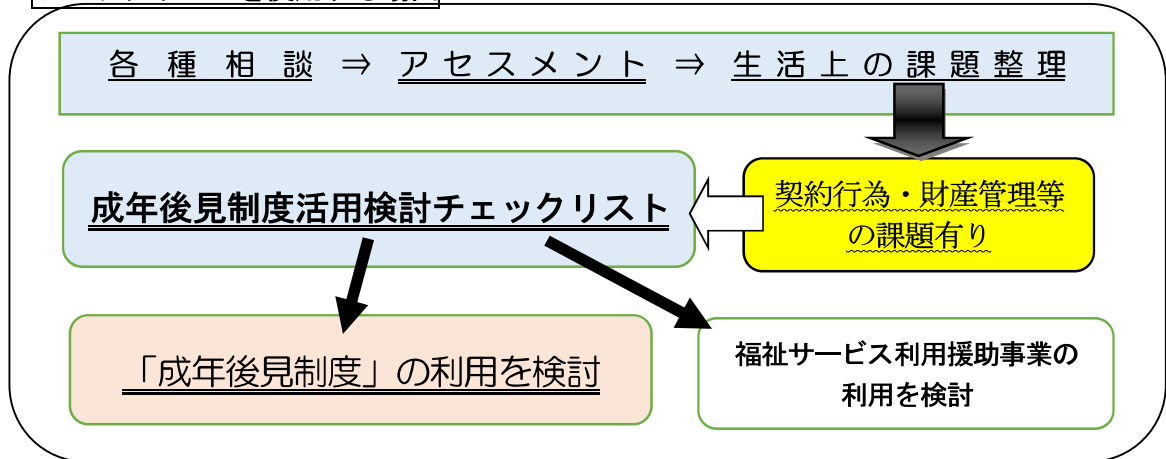
高齢者担当：長寿支援課 ようご支援係 内線651・652

障がい者担当：障がい福祉課 障がい福祉第二係 内線580・621

○山形市成年後見センター TEL 023-674-0680

山形市成年後見制度活用検討チェックリストの使用について

チェックリストを使用する場面



チェックリストの視点

- 後見相当で判断能力が全く無い方は、福祉サービス利用援助事業や身元保証等の契約をすることは出来ませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族等の支援者がいない、また、いても高齢や遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、制度利用を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることは出来ませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

山形市成年後見推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

- (1) この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

(構成)

第3条 推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利擁護関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

2 事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。